

令和元年度

|         |   |
|---------|---|
| 事件番号    | 31 総第 159 号   |
| 審査請求年月日 | 令和 2 年 3 月 23 日   |
| 根拠法令    | 都市計画法   |
| 裁決日     | 令和 2 年 4 月 7 日  |
| 申立内容    | <p>(主張の要旨)</p> <p>審査請求人は、長野県が行った開発許可処分に関し概ね次のとおり主張している。</p> <p>(1) 本件処分により審査請求人が所有する土地に接続する認定外道路が切断され、同土地の導線が失われた。</p> <p>(2) 本件処分を可能としたのは、須坂市長による都市計画法第 32 条の協議の結論が原因である。</p> <p>(3) 過去に行われた、本件土地の近隣土地の所有権移転に際しては、認定外道路と用悪水路は公衆用道路に置き換えられることにより接続が維持されていると推察しており、今回の開発許可とは違う。</p>  |
| 裁決概要    | <p>(主文)</p> <p>本件審査請求を却下する。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件に係る法令等の規定について</p> <p>(1) 行政不服審査法第 2 条において、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨を規定している。</p> <p>(2) 行政不服審査法第 4 条第 1 号により、審査請求をすべき行政庁は、「法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、「処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等」と規定している。</p> <p>2 審査請求人が審査請求をすべき行政庁について</p> <p>理由の 1 の(2)に記載のとおり、行政不服審査法における審査請求は、処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等に対して行うものとされている。</p> <p>開発許可処分(本件処分)の処分庁は長野県(長野建設事務所長)である。</p> <p>また、ここにいう上級行政庁とは、当該行政事務に関し、処分庁等を直接指揮監督する権限を有する行政庁であるとされており、審査請求人の主張する本件処分については、須坂市が直接指揮監督する権限を有するものではない。</p> <p>よって、本件審査請求は、審査請求をすべき行政庁以外の行政庁に対して行われた不適法なものであるから、行政不服審査法第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。</p> |
| 裁決      | 却下  |